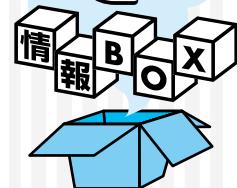


お知らせ



9
September

お問い合わせは各案内連絡先まで

◆ 神戸町役場
TEL 27-3111
FAX 27-82241

寄付

ご寄付ありがとうございます

高田敏光様（斎田）より、社会福祉事業のために2万円ご寄付いただきました。

お知らせ

9月定例会のお知らせ

議会事務局 ☎ 27-5363

本会議
9月7日(月) 議案の説明
9月16日(水) 一般質問
9月17日(木) 議案の審議

※本会議は傍聴できます。いずれも午前9時30分から開会します。なお、日程は変更される場合がありますので、お問い合わせください。

■ 場所 健康福祉課 ☎ 27-0175
9月3日(木)
10月1日(木)
13時～16時(15時30分までにお越しください。)

(平日8時30分～17時)
■ 場所 役場南庁舎2階
第1会議室
属の行政書士

心配ごと相談日のお知らせ
健康福祉課 ☎ 27-0175
9月14日(月)
13時30分～15時30分

■ 場所 第1会議室
岐阜県行政書士会所
相談員

子ども家庭課 ☎ 27-0176
9月11日(金) 17時までにお電話でお申し込みください。

■ 申込期限・方法 健康福祉課へ
9月11日(金) 17時までにお電話でお申し込みください。

■ 相談担当者 相談支援事業所の専門員および町身体障害者相談員

やすらぎ苑式場の座席を減らしています

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、やすらぎ苑式場の利用可能な座席数を減らしています。ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。



斎場1

105席 → 60席

斎場2

72席 → 40席

住民保険課 ☎ 27-0174

9月10日は下水道の日

下水道は、わたしたちの生活の中で発生する、よごれた水(汚水)をきれいな水によりみがえらせ、自然へかえす働きをしています。生活環境の快適性を高め、水域の水質を保全するために下水道は不可欠なものです。

下水道の正しい使い方

下水道は使用上の注意をおこたると、設備の寿命を縮めます。一人ひとりがマナーを守り、下水道を使用していただきますようお願いします。



下水道の使用についてのお願い

- 天ぷら油などの廃液を流さないでください。
- 新聞紙、油処理剤などを使用して適切な処理をお願いします。
- トイレには水溶性のペーパー以外のものは流さないでください。
不溶性のものは、詰まりの原因となります。

上下水道課 ☎ 27-0179

まちづくり戦略課 ☎ 27-0172

観光無料ガイドのお知らせ

神戸町観光ボランティアガイドの会が日吉神社と善学院について無料でご案内いたします。予約は不要ですので、お気軽にご参加ください。

■日時 9月5日(土)日吉神社

19日(土)善学院
10時~(1時間程度)

5日は、日吉神社惣門
19日は、善学院駐車場

■集合場所

■各小学校の運動会について

町内各小学校で予定しております運動会は、新型コロナ感染症拡大防止のため、保護者の参観を含め地域の方々へ公開せず、教職員と児童のみで実施します。ご理解とご協力をお願いします。

建設課 ☎ 27-0177

町営住宅入居者募集について

■家賃 月額 14日(月) 17,000円~
■募集期間 9月1日(火)~
■費用 無料
■申込方法 たんぽぽ学園にお電話でお申し込みください。

■家賃 月額 33,000円程度
■階数 間取り 戸数 1 1
■住宅名 北島第2住宅
■相談担当者 中野たみ子先生
■対象 幼児及び保護者の方
■場所 (神戸833番地)
■支援センター 西濃圏域発達専門支援員
■申込期限 10月1日(木)

※入居者全ての所得により変動します。
応募多数の場合は抽選となります。

■選考方法

10月1日(木)

■入居予定日

10月1日(木)

※入居申し込み・入居条件など
の詳細については、お問い合わせください。



情報

おもちゃ病院開催のご案内

■場所 産業会館
神戸町商工会
☎ 27-14185
9時~12時

岐阜県最低賃金が改正

■時間額 852円(1円UP!)
令和2年10月1日から岐阜県

最低賃金は、年齢に関係なく、県内で働くすべての労働者に適用されます。

■日時 9月8日(火)
10時~12時
■場所 社会福祉協議会
神戸町社会福祉協議会
☎ 28-0223

無料住宅相談会のご案内

神戸町住宅協会が新築・リフォーム・耐震等の無料相談会を開催します。

■日時 9月20日(日)
10時~12時

1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、確認しましょう。

岐阜労働局賃金室
☎ 058-1245-8104

[有料広告]

野外焼却をして迷惑をかけていませんか?

適法な焼却施設以外でごみ(廃棄物)を燃やすことを「野焼き」といい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。野焼きには、簡易焼却炉・ドラム缶等でごみを焼却することも含まれます。

こうした行為はダイオキシン類などの有害物質を発生させ、大気汚染の原因になります。他にも「洗濯物に臭いがつく」、「煙が部屋に入り、窓を開けられない」など周囲の迷惑になる恐れもあります。違反者には罰則も設けられています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



産業環境課 ☎ 27-0178

「感謝」 神戸町で お世話になって 100年

皆様のお役に立ちたいと思います
なんでも、ご相談ください

木造住宅専門(新築・増改減築・リフォーム)

神戸町神戸131-12 神戸町北一色599

矢野建設(株) 矢野隆一

フリーダイヤル 0120-27-8250

ione air®
イオニア
腕につける空気清浄器!
イオニアカードPLUS
イオニアバンド
ウイルス遮断・約2年間有効

フェイスシールド 600円
初秋おしゃれ ウエア入荷中!
1000円~
学生衣料等 総合衣料店
シロトリ
神戸町川西529
27-2266